

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（交差点改良事業）				
地区名	一般県道 斎藤羽黒線				
事業箇所	丹羽郡扶桑町大字柏森地内				
事業のあらまし					
<p>一般県道斎藤羽黒線は、丹羽郡扶桑町大字斎藤を起点とし、犬山市大字羽黒を終点とする尾張北部の幹線道路である。一般国道41号沿線には、多数の工場や企業が立地しており、愛知県と岐阜県境に架かる愛岐大橋から、本路線を利用して一般国道41号へ向かう大型車が多いが、本事業区間内は2車線道路で右折車線がないため、右折待ち車両による直進阻害が発生していた。</p> <p>また、本事業区間内には扶桑町立柏森小学校があり、当該区間は通学路として指定されているが、交差点には十分な滞留スペースがないこと、交差点前後で歩道が未設置または狭隘な区間があることから、事故発生が危惧されていた。</p> <p>以上を踏まえ、交通円滑化と歩行者等の安全性確保、危険通学路の解消を目的として、交差点改良を実施したものである。</p>					
事業目標	【達成（主要）目標】 ① 交通円滑化 ② 歩行者等の安全性確保 【副次目標】 —				
	③ 危険通学路の解消				
事業費	事業費	内訳			
	8.47億円	□工事費 1.25億円	□用補費 6.87億円	□その他 0.35億円	
事業期間	採択年度	平成17年度	着工年度	平成17年度	完成年度 平成25年度
事業内容	歩道設置を含む交差点改良 延長 L=0.32km、幅員 W=16~20m				
II 評価					
① 事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況				
	<p>【達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業区間は2車線道路で右折車線がなく、右折待ち車両による直進阻害が発生していたが、事業実施により右折車線が設置され、直進阻害が無くなり交通が円滑化した。 本事業区間は、柏森小学校の通学路に指定されているが、交差点に十分な滞留スペースがないこと、交差点前後で歩道が未設置または狭隘な区間があることから、事故発生が危惧されていたが、事業実施後は、交差点に十分な滞留スペースが確保されたこと、広い歩道が設置されたことから、歩行者等の安全が確保され、また、危険通学路が解消されたことで安全に通学できるようになった。 本事業区間における歩行者が関係する死傷事故は、事業実施前に引き続き発生していない。 <p>【達成状況に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業により右折車線が整備され、交通が円滑化した。 本事業実施後に通学路が変更され、通学路の集約化と通学路上の危険箇所の回避・解消が実現した。学校へのヒアリングの結果、学校関係者や保護者から高い評価を得ている。 本事業実施後も歩行者の死傷事故は発生しておらず、安全が確保されている。また、事業区間沿道の事業者に対するヒアリングの結果、業務用車両が本路線に進入する際に、以前より左右の見通しが良くなり、歩行者等の確認がしやすくなったという評価を得ている。 				

	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>																																
②事業効果の発現状況		<p>【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業採択時</th> <th>実績</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業期間</td> <td>H17～H24</td> <td>H17～H25</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業費 (億円)</td> <td>工事費</td> <td>-</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>用地補償費</td> <td>-</td> <td>6.87</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7.50</td> <td>8.47</td> <td>+0.97 (+13%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">効果の 算定要因</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業期間に対する評価】</p> <p>本事業は、平成 24 年度に事業完了予定であったが、用地取得に期間を要したため、事業の完了は平成 25 年度となった。</p> <p>事業期間の延長は 1 年にとどまり、事業採択時の事業期間の設定は概ね妥当であった。</p> <p>【事業費に対する評価】</p> <p>事業費は事業採択時と比較し、0.97 億円(13%)の増額となった。要因としては、補償費の再精査等によるものである。事業費の増額は 13%にとどまり、事業採択時の事業費の設定は概ね妥当であった。</p> <p>【効果の算定要因に対する評価】</p> <p>本事業は、走行時間短縮や走行経費減少を目的とした事業ではないことから、便益については算出していない。</p>		事業採択時	実績	備考	事業期間	H17～H24	H17～H25		事業費 (億円)	工事費	-	1.25	用地補償費	-	6.87	その他	-	0.35	合計	7.50	8.47	+0.97 (+13%)	効果の 算定要因	—	—							
	事業採択時	実績	備考																															
事業期間	H17～H24	H17～H25																																
事業費 (億円)	工事費	-	1.25																															
	用地補償費	-	6.87																															
	その他	-	0.35																															
	合計	7.50	8.47	+0.97 (+13%)																														
効果の 算定要因	—	—																																
③事業実施による環境の変化		本事業の実施により、交通円滑化及び歩行者等の安全が確保され、道路の利用環境が改善された。																																
III 対応方針（案）																																		
今後の事後評価の必要性	所期の事業目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はないものと考える。																																	
改善措置の必要性	事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題もみられないため、改善措置の必要性はないものと考える。																																	
同種事業に反映すべき事項	交差点改良と歩道設置を同時に実施することにより、自動車だけでなく交通弱者である歩行者等の安全も図れるため、交差点改良を実施する場合は、併せて改良区間の歩道等の設置の必要性についても検討する。																																	
IV 事業評価監視委員会の意見																																		
交通安全対策事業（交差点改良事業、一般県道斎藤羽黒線、丹羽郡扶桑町大字柏森地内）の対策方針（案）〔改善措置等必要なし〕を了承する。																																		
V 対応方針																																		
改善措置等必要なし																																		